

# ご利用規則

当合宿所では、お客様に安全かつ快適にご滞在いただくため、宿泊約款第10条に基き、次のとおり利用規則を定めておりますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

お守りいただけない場合は、約款 第7条及び18条により、ご宿泊または合宿所内の諸施設のご利用をお断り申し上げます。かつ責任をおとりいただくこともありますので、特にご留意くださいますようお願い申し上げます。

## 〈火災予防上お守りいただく事項〉

1. 客室内では暖房用、炊事用などの火器等を持ち込みご使用なさらないでください。
2. 当合宿所は、全館禁煙です。館内ではご喫煙なさらないでください。
3. その他、火災の原因になるような行為をなさらないでください。

## 〈保安上お守りいただく事項〉

1. ご滞在中お部屋から出られる時は、ドア及び窓の施錠をご確認ください。
2. ご滞在中や特にご就寝の時は、ドアの内鍵・ドアガードをお掛けください。  
来訪客があった時は、不用意に開扉なさらずご確認ください。
3. 午後8時以降ご訪問客と客室内でのご面会はご遠慮願います。
4. 宿泊登録者以外のご宿泊は、堅くお断りします。

## 〈貴重品、お預り品のお取り扱いについて〉

1. 現金、その他の貴重品は、必ず客室内または3階ラウンジのセーフティボックスへお預けください。  
客室内での貴重品の事故に関しましては、責任は負いかねますのであらかじめご了承ください。
2. 遺失物は、法令に基づいて処理させていただきます。（遺失物法9条関係）
3. お預り物の保管期間は、原則として下記のとおりとさせていただきます。  
フロントでのお預り物 7日間

## 〈お支払いについて〉

1. 料金のお支払いは、通貨（日本円）により、5日毎にお支払いいただきます。  
但し、5日間以内でも100,000円を超えた場合、もしくは合宿所から請求のあった場合は、  
フロントでご精算願います。お支払いは現金のみとなります。
2. 赤沢温泉郷内の施設を、ご署名によってご利用される場合は必ずご宿泊証をご提示ください。
3. 都合により、ご到着時にお預り金を申し受けがございますのでご了承ください。
4. 小切手でのお支払い及び両替には応じかねますのでご了承ください。
5. 航空券、列車バスの切符代、タクシー代、郵便切手代、お荷物輸送等のお立替は、お断りさせていただきます。

## 〈ご遠慮いただく行為〉

1. 合宿所に、他のお客様の迷惑になるようなものを、お持ち込みにならないでください。  
犬、猫、小鳥、その他の動物、発火又は引火性のもの、悪臭を発するもの、その他法令で所持を禁じられているものを持ち込まないでください。
2. 合宿所内で賭博や風紀、治安を乱すような行為、他のお客様の迷惑になるような言動はなさらないでください。
3. 合宿所内の設備、備品を所定の場所、用途以外にご使用にならないでください。
4. 当合宿所の許可なく、客室を営業行為など宿泊以外の目的にご使用にならないでください。
5. 合宿所内の外観を損なうようなものを、窓側に陳列しないでください。
6. 合宿所で許可なく広告、宣伝物を配布したり、物品の販売をしないでください。
7. 廊下やロビーなどに所持品を放置しないでください。
8. 合宿所以外より、飲食物の出前をおとりにならないでください。
9. 未成年者のみのご宿泊は、特に保護者の許可のない限り、お断りさせていただきます。
10. 不可抗力以外の事由により建造物や備品、その他の物品を損傷や汚染、或は紛失させた場合は、相当額を弁償していただきます。

# 宿泊約款

## 〈適用範囲〉

- 第1条 当合宿所が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めない事項については、法令等（法令又は法令に基づくものをいう。以下に同じ。）又は一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当合宿所が法令等及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

## 〈宿泊契約の申し込み〉

- 第2条 当合宿所に宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当合宿所に申し出でていただきます。
- (1) 宿泊者名  
(2) 宿泊日及び到着予定時刻  
(3) 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による）  
(4) その他、当合宿所が必要と認める事項
2. 宿泊客が宿泊中に前項第2号の宿泊日を越えて宿泊の継続を申し入れた場合、当合宿所はその申し出がなされた時点で、新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

## 〈宿泊契約の成立等〉

- 第3条 宿泊契約は、当合宿所が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当合宿所が承諾しなかったことを証明したときはこの限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を越えるときは3日間）の基本宿泊料を限度として、当合宿所が定める申込金を、当合宿所が指定する日までにお支払いいただきます。
3. 申込金は、まず宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
4. 第2項の申込金を同項の規定により当合宿所が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当合宿所がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

## 〈申込金の支払いを要しないこととする特約〉

- 第4条 前条第2項の規定にかかわらず、当合宿所は契約の成立後、同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
2. 宿泊契約の申し込みを承諾するにあたり、当合宿所が前条第2項申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払い期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

## 〈施設における感染防止策への協力の求め〉

- 第4条の2 当合宿所は、宿泊しようとする者に対し、旅館業法（昭和23年法律第138号）第4条の2第1項の規定による協力を求めることができます。

## 〈宿泊契約締結の拒否〉

- 第5条 当合宿所は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
- ただし、本項は、当合宿所が、旅館業法第5条に掲げる場合以下の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。
- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。  
(2) 満室により客室の余裕がないとき。  
(3) 宿泊しようとする者が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。  
(4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。  
イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

# 宿泊約款

- ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
- ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
- (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (6) 宿泊しようとする者が、旅館業法第4条の2第1項第2号に規定する特定感染症の患者等（以下「特定感染症の患者等」という。）であるとき。
- (7) 宿泊に関し暴力的要挙行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき（宿泊しようとする者が障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）第7条第2項又は第8条第2項の規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。）。
- (8) 宿泊しようとする者が、当合宿所に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第5条の6で定めるものを繰り返したとき。
- (9) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (10) 静岡県旅館業法施行条例第5条の各号に該当するとき。

## 〈宿泊契約締結の拒否の説明〉

第5条の2 宿泊しようとする者は、当合宿所に対し、当合宿所が前条に基づいて宿泊契約の締結に応じない場合、その理由の説明を求めることができます。

## 〈宿泊客の契約解除権〉

- 第6条 宿泊客は当合宿所に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当合宿所は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により、宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第3条第2項の規定により、当合宿所が申込金の支払い期日を指定して、その支払いを始めた場合であって、その支払いより前に宿泊契約を解除したときを除きます。）は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当合宿所が第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払い義務について、当合宿所が宿泊客に告知したときに限ります。
  3. 当合宿所は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の20:00（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。
  4. 前項の規定により、解除されたものとみなした場合において、宿泊客がその連絡をしないで到着しなかったことが、列車、航空機等公共機関の不着又は遅延その他宿泊者の責に帰さないものであることを証明したときは、第2項の違約金はいただけません。

## 〈当合宿所の契約解除権〉

- 第7条 当合宿所は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することができます。  
ただし、本項は、当合宿所が旅館業法第5条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。
- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
  - (2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
    - イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
    - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
    - ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
  - (3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
  - (4) 宿泊客が特定感染症の患者等であるとき。
  - (5) 宿泊に関し暴力的要挙行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき（宿泊客が障害者差別解消法第7条第2項又は第8条第2項に規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。）。
  - (6) 宿泊客が、当合宿所に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第5条の6で定めるものを繰り返したとき。
  - (7) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。

# 宿泊約款

- (8) 静岡県旅館業法施行条例第5条の各号に該当するとき。
  - (9) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当合宿所が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。
2. 当合宿所が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただけません。

## 〈宿泊契約解除の説明〉

第7条の2 宿泊客は、当合宿所に対し、当合宿所が前条に基づいて宿泊契約を解除した場合、その理由の説明を求めることができます。

## 〈宿泊の登録〉

- 第8条 宿泊客は、宿泊日当日、当合宿所のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
- (1) 宿泊客の氏名、住所及び連絡先
  - (2) 日本国内に住所を有しない外国人にあっては、国籍及び旅券番号
  - (3) その他当合宿所が必要と認める事項
2. 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

## 〈客室の使用時間〉

- 第9条 宿泊客が当合宿所の客室を使用できる時間は、15:00から11:00までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き終日使用することができます。
2. 当合宿所は前項の規定に関わらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には、次に掲げる追加料金を申し受けます。
- (1) 14:00迄 室料金の30%
  - (2) 18:00迄 室料金の50%
  - (3) 18:00以降 室料金の全額

## 〈利用規則の遵守〉

第10条 宿泊客は当合宿所内において、当合宿所が定めて施設内に掲示した利用規則に従っていただきます。

## 〈営業時間〉

- 第11条 当合宿所の主な施設等の営業時間は、次のとおりといたします。
- |            |            |
|------------|------------|
| フロントサービス時間 | 8:00～20:00 |
|------------|------------|
2. 前項の時間は、やむを得ず臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせいたします。
3. 当合宿所では、ご入浴は赤沢日帰り温泉館をご利用いただけます。ご利用時間は、赤沢日帰り温泉館の定めるところによります。

## 〈料金の支払い〉

- 第12条 宿泊客が支払うべき宿泊料金の内訳は、別表第1に掲げるところによります。
2. 前項の宿泊料金の支払いは、通貨(日本円)により、宿泊客の出発の際又は、当合宿所が請求したとき、フロントにおいて行っていただきます。
3. 当合宿所が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊者が任意に宿泊しなかつた場合においても、宿泊料金は申し受けます。

## 〈当合宿所の責任〉

- 第13条 当合宿所は、宿泊契約及びこれに関する契約の履行にあたり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当合宿所の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
2. 当合宿所は、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

# 宿泊約款

- 第14条 当合宿所は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得てできる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。
2. 当合宿所は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて当合宿所の責めに帰す事由がないときは、補償料を支払いません。

## 〈寄託物等の取り扱い〉

- 第15条 宿泊客が客室内貴重品入れに預けた物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当合宿所はその損害を賠償します。
2. 宿泊客が当合宿所内にお持ち込みになった物品又は現金並びに貴重品であって、客室内貴重品入れにお預けにならなかったものについて、当合宿所の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当合宿所はその損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかつたものについては、15万円を限度として当合宿所はその損害を賠償します。

## 〈宿泊客の手荷物又は携帯品の保管〉

- 第16条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当合宿所に到着した場合は、その到着前に当合宿所が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際にお渡しします。
2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は、携帯品が当合宿所に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当合宿所は当該所有者に連絡をするとともに、その指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含めて7日間保管し、その後最寄の警察署に届けます。
3. 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当合宿所の責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第2項の規定に準じるものとします。

## 〈駐車の責任〉

- 第17条 宿泊客が当合宿所の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当合宿所は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理にあたり、当合宿所の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

## 〈宿泊客の責任〉

- 第18条 宿泊客の故意又は過失により、当合宿所が損害を被ったときは、当該宿泊客は当合宿所に対して、その損害を賠償していただきます。

【別表 第1】宿泊料金の内訳（第2条第1項、第12条第1項関係）

		内 容
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	1. 基本宿泊料
	追加料金	2. 飲食料
	税金	3. 消費税

# 宿泊約款

---

## 【別表 第2】違約金（第6条第2項関係）

利用開始予定日の

(1) 8日前までに取消した場合	無料		
(2) 7日から4日前までに取消した場合	人数あたり	基本宿泊料の30%	取消料
(3) 3日から2日前までに取消した場合	人数あたり	基本宿泊料の50%	取消料
(4) 前日に取消した場合	人数あたり	基本宿泊料の80%	取消料
(5) 当日に取消した場合、 又は当日までに連絡がなく不泊の場合	人数あたり	基本宿泊料の全額	取消料